平成28年2月29日

平成28年第1回 宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 2 号	町長の給与の特例に関する条例について	4
議案第 3 号	宮代町行政不服審査会条例について	6
議案第 4 号	宮代町行政不服審査法関係手数料条例について	8
議案第 5 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に ついて	1 0
議案第 6 号	宮代町消費生活センターの設置及び運営に関する条例につい て	1 5
議案第 7 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	1 7
議案第 8 号	宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	1 9
議案第 9 号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例について	28
議案第10号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 について	3 0
議案第11号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条 例について	3 2
議案第12号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	3 4
議案第13号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3 9
議案第14号	宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	4 1
議案第15号	特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す る条例について	4 3
議案第16号	宮代町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について	4 5
議案第17号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について	4 7

議案番号	件名	頁
議案第18号	町道路線の認定について	4 9
議案第19号	副町長の選任につき同意を求めることについて	5 0
議案第20号	宮代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	5 1
議案第21号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	5 2
議案第22号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	5 3
議案第23号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	5 4
議案第24号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	5 5
議案第25号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	5 6
議案第26号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	5 7
議案第27号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	5 8
議案第28号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	5 9
議案第29号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 0
議案第30号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 1
議案第31号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 2
議案第32号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 3
議案第33号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 4
議案第34号	宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	6 5

議案番号	件名	頁
議案第35号	平成27年度宮代町一般会計補正予算(第7号)について	6 6
議案第36号	平成27年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について	6 7
議案第37号	平成27年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第4号) について	6 8
議案第38号	平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について	6 9
議案第39号	平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) について	7 0
議案第40号	平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号) について	7 1
議案第41号	平成27年度宮代町水道事業会計補正予算(第2号)について	7 2
議案第42号	平成28年度宮代町一般会計予算について	7 3
議案第43号	平成28年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	7 4
議案第44号	平成28年度宮代町介護保険特別会計予算について	7 5
議案第45号	平成28年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	7 6
議案第46号	平成28年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について	7 7
議案第47号	平成28年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について	7 8
議案第48号	平成28年度宮代町水道事業会計予算について	7 9

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年度税制改正大綱(平成27年12月24日閣議決定)において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直すことが示されたことを踏まえ、緊急に宮代町税条例の一部を改正する条例を改正する必要が生じたことから、宮代町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の 規定により、専決処分する。

宮代町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(別紙)

平成27年12月28日

宮代町長 榎 本 和 男

宮代町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

宮代町税条例の一部を改正する条例(平成27年宮代町条例第31号)の一部を 次のように改正する。

第51条第2項第1号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

町長の給与の特例に関する条例について 町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

町長の給与を減額するため町長の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長の給与の特例に関する条例

(給料の額の特例)

第1条 町長の給料月額は、町長及び副町長の給与等に関する条例(昭和44年宮代町条例第7号)第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める給料月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例第6条第2項に定める「町長等が受けるべき給料月額」のうち町長にあっては、前条に定める給料の額とする。

附則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成29年10月15日限り、その効力を失う。

議案第3号

宮代町行政不服審査会条例について 宮代町行政不服審査会条例を別紙のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、宮代町行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるため、宮代町行政不服審査会条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宫代町行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81 条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理す るため、町長の附属機関として、宮代町行政不服審査会(以下「審査会」とい う。)を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

(委員)

- 第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 町長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解任することができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、 また、同様とする。
- 6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

- 第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理 する。

(会議)

- 第5条 審査会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会の会議は、2人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。 (庶務)
- 第6条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第4号

宮代町行政不服審査法関係手数料条例について 宮代町行政不服審査法関係手数料条例を別紙のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、書面等の写し等の交付を受ける者から手数料を徴収するため、宮代町行政不服審査法関係手数料条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宫代町行政不服審查法関係手数料条例

(手数料の納付)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第38 条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による交付を受ける 者は、この条例の定めるところにより、別表に定める額の手数料を納めなければ ならない。

(手数料の減免)

- 第2条 審理員(法第11条第2項に規定する審理員をいう。)は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 審査庁(法第9条第1項に規定する審査庁をいう。)が同項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員(法第11条第2項に規定する審理員をいう。)」とあるのは、「次項の審査庁」とする。

(準用)

- 第3条 第1条及び前条第1項の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第1条中「第38条第1項」とあるのは、「第66条第1項において 読み替えて準用する法第38条第1項」と読み替えるものとする。
- 2 第1条及び前条第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第1条中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、前条第1項中「審理員(法第11条第2項に規定する審理員をいう。)」とあるのは「宮代町行政不服審査会」と読み替えるものとする。

(手数料の環付)

第4条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、町長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第1条関係)

交付の方法	種 別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写し	白黒	用紙1枚につき10円
たものの交付	カラー	用紙1枚につき20円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙	白黒	用紙1枚につき10円
に出力したものの交付	カラー	用紙1枚につき20円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料 の額を算定する。

議案第5号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出す る。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する条例の整備をしたいので、地方自治 法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(宮代町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 宮代町固定資産評価審査委員会条例(昭和38年宮代町条例第14号)の 一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第13条」に、「第13条・第14条」を「第14条・第15条」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2)審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失った ときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、 同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、 第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押 印した」を加え、同条を第12条とし、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。 (手数料)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法 (平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければなら ない手数料は、宮代町行政不服審査法関係手数料条例(平成28年宮代町条例 第一号)の定めるところによる。

(宮代町情報公開条例の一部改正)

第3条 宮代町情報公開条例(平成11年宮代町条例第16号)の一部を次のよう に改正する。

目次中「不服申立て(第16条)」を「審査請求(第16条・第16条の 2)」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 審查請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行 政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用し ない。

(審査請求があった場合の審査会への諮問等)

- 第16条の2 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく宮代町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて 適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、 諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1)審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(宮代町個人情報保護条例の一部改正)

第4条 宮代町個人情報保護条例(平成11年宮代町条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第25条・第26条」を「第25条-第26条の2」に改める。 第26条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第26条 開示請求又は訂正等の請求に係る決定又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定

は、適用しない。

第26条の次に次の1条を加える。

(審査請求があった場合の審査会への諮問)

- 第26条の2 実施機関は、開示請求又は訂正等の請求に係る決定又は不作為 について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除 き、遅滞なく宮代町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊 重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。
 - (1)審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報について訂正等をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて 適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、 諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1)審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者 (開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第 三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 宮代町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年宮代町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「公開条例第16条及び保護条例第26条」を「公開条例第16条の2及び保護条例第26条の2」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第7条及び第8条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「第2項の規定」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあたっては、記録された事項を審査会が認める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ

ようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第9条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の宮代町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の宮代町情報公開条例第16条及び第16条の2規 定は、施行日以後にされた実施機関の公開決定等又は公開請求に係る不作為に係 る審査請求について適用し、施行日前にされた実施機関の公開決定等又は公開請 求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 第4条の規定による改正後の宮代町個人情報保護条例第26条及び第26条の 2の規定は、施行日以後にされた実施機関の開示請求又は訂正等の請求に係る決 定又は不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた実施機関の開示 請求又は訂正等の請求に係る決定又は不作為に係る不服申立てについては、なお 従前の例による。

議案第6号

宮代町消費生活センターの設置及び運営に関する条例について 宮代町消費生活センターの設置及び運営に関する条例を別紙のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、宮代町消費生活センターの設置及び運営に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町消費生活センターの設置及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、宮代町消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の設置及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする

名称	位置
宮代町消費生活センター	宮代町笠原1丁目4番1号

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターに、消費生活センター長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置等)

第4条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置く。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識 及び技術を体得していることに十分配慮し、適切な人材及び処遇の確保に必要な 措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に 対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第7号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律、行政不服審査法及び学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整理をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例

(宮代町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町職員の給与に関する条例(昭和30年宮代町条例第6号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和56年宮代町条例第3号)の一部 を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年宮代町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「休日」を「、休日」 に改める。

第8条の3第1項第2号中「小学校に就学している子」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子」に改める。

(宮代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 宮代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年宮代町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び 勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、第6号を第7号とし、同号の 次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第5条 宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例(平成18年宮代町条例第5 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の3の規定による請求を行おうとする職員は施行日前においても、町規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第8号

宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

人事院勧告に基づく町職員の給料改定等を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (宮代町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町職員の給与に関する条例(昭和30年宮代町条例第6号)の一部を 次のように改正する。

第18条の3第2項第1号中「100分の75」を「、6月に支給する場合においては100分の75を、12月に支給する場合においては100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合においては100分の35を、12月に支給する場合においては100分の40」に改める。附則第6項中「100分の1.125」を「、6月に支給する場合においては100分の1.275」に、「100分の75」を「、6月に支給する場合においては100分の75」を「、6月に支給する場合においては100分の75を、12月に支給する場合においては100分の85」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用	平口	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	142, 500	190, 000	217, 600	250, 500	284, 200	318, 400
概貝	2	144, 100	191, 700	219, 700	252, 600	286, 700	321, 100
	3	145, 700	193, 400	221, 800	254, 700	289, 200	323, 800
	4	147, 300	195, 100	223, 900	256, 800	291, 700	326, 500
	5	149, 000	196, 900	226, 100	258, 800	294, 200	329, 100
	6	150, 700	198, 700	227, 900	261, 100	296, 700	331,800
	7	152, 400	200, 500	229, 700	263, 400	299, 200	334, 500
	8	154, 100	202, 300	231, 500	265, 700	301, 700	337, 200
	9	155, 800	203, 900	233, 200	267, 800	306, 600	339, 800
	10	157, 500	205, 700	235, 100	270, 100	307, 100	342, 500
	11	159, 200	207, 500	237, 000	272, 400	309, 800	345, 200
	12	160, 900	209, 300	238, 900	274, 700	312, 300	347, 900
	13	162, 500	210, 900	240, 700	277, 000	314, 900	350, 600
	14	164, 200	212, 600	242, 500	279, 400	317, 500	353, 300
	15	165, 900	214, 300	244, 300	281, 800	320, 100	356, 000

16	167, 600	216, 000	246, 100	284, 200	322, 600	358, 700
17	169, 400	217, 600	248, 000	286, 400	325, 100	361, 300
18	171, 100	219, 200	249, 900	288, 700	327, 600	363, 900
19	172, 800	220, 800	251, 800	291, 000	329, 900	366, 500
20	174, 500	222, 400	253, 700	293, 300	332, 400	369, 100
21	176, 300	224, 000	255, 600	295, 400	334, 800	371, 800
22	178, 100	225, 600	257, 600	297, 700	337, 100	374, 300
23	179, 900	227, 200	259, 600	300, 000	339, 300	376, 800
24	181, 700	228, 800	261, 600	302, 300	341, 700	379, 300
25	183, 300	230, 400	263, 500	304, 700	343, 900	381, 900
26	185, 000	232, 000	265, 600	307, 000	346, 100	384, 200
27	186, 700	233, 600	267, 700	309, 300	348, 200	386, 500
28	188, 400	235, 200	269, 800	311, 600	350, 400	388, 800
29	190, 000	236, 600	271, 900	313, 900	352, 500	391,000
30	191, 800	238, 100	274, 000	316, 200	354, 600	393, 000
31	193, 600	239, 600	276, 100	318, 500	356, 600	395, 000
32	195, 400	241, 100	278, 200	320, 800	358, 800	397, 000
33	197, 000	242, 500	280, 200	323, 000	360, 900	399, 100
34	198, 700	244, 000	282, 300	325, 300	362, 800	401,000
35	200, 400	245, 500	284, 400	327, 600	364, 400	402, 900
36	202, 100	247, 000	286, 500	329, 900	366, 300	404, 800
37	203, 800	248, 600	288, 500	332, 300	368, 100	406, 500
38	205, 500	250, 300	290, 500	334, 500	369, 900	408, 200
39	207, 200	252, 000	292, 500	336, 700	371, 600	409, 900
40	208, 900	253, 700	294, 500	338, 900	373, 300	411,600
41	210, 600	255, 500	296, 600	341, 100	375, 000	413, 200
42	212, 300	257, 200	298, 600	343, 100	376, 700	414, 900
43	214, 000	258, 900	300, 600	345, 100	378, 300	416, 600

44	215, 700	260, 600	302, 600	347, 100	379, 900	418, 300
4.5	017 000	0.00 0.00	204 500	0.40, 000	001 500	410,000
45	217, 200	262, 300	304, 500	349, 200	381, 500	419, 800
46	218, 700	264, 000	306, 500	351, 200	383, 100	421, 200
47	220, 200	265, 700	308, 500	353, 200	384, 600	422, 600
48	221, 700	267, 400	310, 500	355, 200	386, 100	424, 000
49	223, 200	269, 000	312, 300	357, 000	387, 500	425, 500
50	224, 800	270, 700	314, 200	358, 700	389, 000	426, 800
51	226, 400	272, 400	316, 100	360, 400	390, 400	428, 100
52	228, 000	274, 100	318,000	362, 100	391, 700	429, 400
53	229, 500	275, 800	319, 800	363, 600	392, 700	430, 500
54	230, 900	277, 400	321, 500	365, 300	394, 100	431, 500
55	232, 300	279,000	323, 200	367, 000	395, 300	432, 500
56	233, 700	280,600	324, 900	368, 700	396, 400	433, 500
57	235, 000	282, 300	326, 600	370, 300	397, 500	434, 500
58	236, 400	283, 900	328, 300	371, 900	398, 700	435, 400
59	237, 800	285, 500	330, 000	373, 500	399, 800	436, 300
60	239, 200	287, 100	331, 700	375, 100	400,800	437, 200
61	240, 700	288, 500	333, 300	376, 700	401,800	438, 000
62	242, 000	289, 800	334, 900	378, 200	402, 800	438, 800
63	243, 300	291, 100	336, 500	379, 700	403, 700	439, 600
64	244, 700	292, 400	338, 100	381, 200	404, 500	440, 400
65	246, 000	293, 700	339, 700	382, 500	405, 500	441,000
66	247, 500	295, 100	341, 200	383, 800	406, 100	441,600
67	249, 000	296, 500	342, 700	385, 100	407, 100	442, 200
68	250, 500	297, 900	344, 200	386, 400	407, 800	442, 800
	,		0 1 1, 2 0 0	333, 233	200,000	112,
69	251, 800	299, 100	345, 700	387, 700	408, 400	443, 500
70	253, 300	300, 500	347, 200	388, 900	408, 900	444, 000
71	254, 800	301, 900	348, 700	390, 100	409, 800	444, 500
	ı l	I	l	I		I

72	256, 300	303, 300	350, 200	391, 300	410, 400	445, 000
73	257, 900	304, 500	351, 500	392, 400	411,000	445, 400
74	259, 400	305, 800	352, 600	393, 400	411,600	445, 800
75	260, 900	307, 100	353, 700	394, 400	412, 200	446, 200
76	262, 400	308, 400	354, 800	395, 400	412, 800	446, 600
77	263, 700	309, 600	355, 900	396, 400	413, 300	447, 100
78	265, 100	310, 800	357, 000	397, 200	413, 600	447, 400
79	266, 500	312,000	358, 100	398, 000	414, 200	447, 700
80	267, 900	313, 200	359, 200	398, 800	414, 700	448, 000
81	269, 300	314, 300	360, 400	399, 700	415, 200	448, 400
82	270, 600	315, 400	361, 400	400, 500	415, 700	448, 600
83	271, 900	316, 500	362, 400	401, 300	416, 200	448, 800
84	273, 100	317, 600	363, 400	402, 100	416, 700	449,000
85	274, 500	318, 500	364, 200	402, 700	417, 200	449, 300
86	275, 700	319, 500	365, 000	403, 200	417, 700	449, 500
87	276, 800	320, 500	365, 800	403, 700	418, 500	449, 700
88	277, 900	321, 500	366, 600	404, 200	419,000	449, 900
89	279, 200	322, 300	367, 500	404, 800	419, 500	450, 100
90	280, 100	323, 200	368, 200	405, 200	419, 800	450, 200
91	281,000	324, 100	368, 900	405, 600	420, 300	450, 300
92	281, 900	325, 000	369, 600	406, 000	420, 800	450, 400
93	282, 900	325, 700	370, 200	406, 400	421, 300	450,600
94	283, 700	326, 400	370, 800	406, 800	421, 700	450, 700
95	284, 500	327, 100	371, 400	407, 200	422, 100	450, 800
96	285, 300	327, 800	372, 000	407, 600	422, 600	450, 900
97	286, 000	328, 400	372, 500	407, 900	423, 000	451,000
98	286, 600	329, 100	373, 000	408, 200	423, 400	451, 100
99	287, 200	329, 800	373, 500	408, 500	423, 800	451, 200

100	287, 800	330, 500	374, 000	408, 800	424, 200	451, 300
101	200 200	221 000	274 400	400, 000	404 600	451 400
101	288, 300	331, 000	374, 400	409, 200	424, 600	451, 400
102 103	288, 800 289, 300	331, 500	374, 800	409, 600	425, 000	451, 500
		332, 000	375, 200	410, 000	425, 400	451, 600
104	289, 800	332, 500	375, 600	410, 400	425, 700	451, 700
105	290, 300	333, 000	376, 100	410, 700	426, 100	451, 800
106	290, 700	333, 400	376, 400	411, 100	426, 500	451, 900
107	291, 100	333, 800	376, 700	411, 500	426, 900	452, 000
108	291, 500	334, 200	377, 000	411, 900	427, 300	452, 100
		,	,	,	,	,
109	291, 700	334, 600	377, 400	412, 100	427, 700	452, 200
110	292, 000	335, 000	377, 700	412, 400	428, 100	452, 300
111	292, 300	335, 400	378, 000	412, 700	428, 500	452, 400
112	292, 600	335, 800	378, 300	413, 100	428, 900	452, 500
113	292, 800	336, 000	378, 600	413, 300	429, 300	452, 600
114	293, 000	336, 400	378, 900	413, 500	429, 700	
115	293, 200	336, 800	379, 200	413, 700	430,000	
116	293, 400	337, 200	379, 500	414, 200	430, 300	
117	293, 500	337, 400	379, 600	414, 500	430, 600	
118	293, 800	337, 800	379, 900	414, 800	430, 900	
119	294, 100	338, 200	380, 200	415, 100	431, 200	
120	294, 400	338, 600	380, 500	415, 300	431, 500	
121	294, 600	338, 800	380, 600	415, 500	431, 800	
122	294, 900	339, 100	380, 900	415, 700		
123	295, 200	339, 400	381, 200	415, 900		
124	295, 500	339, 700	381, 500	416, 100		
125	295, 600	340, 000	381,600	416, 200		
126	295, 800	340, 300	381, 800	416, 300		
127	296, 000	340, 600	382, 000	416, 400		

	128	296, 200	340, 900	382, 200	416, 500		
	129	296, 400	341, 100	382, 300	416, 600		
	130		341, 400	382, 500			
	131		341, 700	382, 700			
	132		342,000	382, 900			
	133		342, 100	383, 000			
	134		342, 400	383, 100			
	135		342, 700	383, 200			
	136		343, 000	383, 300			
	137		343, 100	376, 700			
	138		343, 300	377, 000			
	139		343, 500	377, 300			
	140		343, 700				
	141		344, 000	377, 600			
	142		344, 300	377, 900			
	143		344, 600	378, 200			
	144		344, 900	378, 500			
				·			
	145		345, 000				
再任用職員		214, 000	254, 000	273, 400	288, 500	313, 900	355, 600
1445	m-arth.						

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「町規則に定める。」を「別表第2の級別職務分類表のとおりとする。」に改める。

第18条の3第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75を、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35を、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第6項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125を、12月に支給する場合においては100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合においては100分の75を、12月に支給する場

合においては100分の85|を「100分の80|に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

級別職務分類表

職務の級	標準職務例
6級	1 課長、事務局長又は会計管理者の職務
O N/X	2 極めて高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務
	1 副課長、室長又はこれに相当する職務
5級	2 主幹兼指導主事の職務
	3 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務
4級	1 主幹又はこれに相当する職務
4 秋	2 指導主事の職務
3級	主査又はこれに相当する職務
2級	主任、主任保健師、主任保育士、主任社会福祉士又は主任管理
∠ <i>1</i> 19X	栄養士の職務
1 公历	主事、技師、保健師、保育士、看護師、社会福祉士又は管理栄
1級	養士の職務

(宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年宮代町 条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第10項第1号中「100分の3」を「100分の4」に改め、同項第2 号中「100分の4」を「100分の5」に改め、同項第3号を削る。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4 月1日から施行する。
- 2 第1条及び第3条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例(附則 第4項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成27年4月1日 から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第3条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年宮代町条例第16号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第6項の規定に基づいて支給さ

れた給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条 例附則第6項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(町規則への委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第9号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を 別紙のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和34年宮代 町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の230」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の202.5」に、「100分の230」を「100分の217.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4 月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給さ れた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

議案第10号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出 する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例(昭和44年宮代町条例第7号)の 一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の230」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の190」を「100分の202.5」に、「100分の230」を「100分の217.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4 月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与等に関する条例(以下、改正後の条例という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。 (報酬の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 町長及び副町長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正 後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第11号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提 出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、教育委員会教育 長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条 例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この 案を提出するものである。 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年宮代町条例第8号) の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の230」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 第6条第2項中「100分の190」を「100分の202.5」に、「10 0分の230」を「100分の217.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下 「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。 (報酬の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改 正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第12号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例を別紙のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

地方公務員災害補償法施行令が改正されたことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96 条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42 年宮代町条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)によ	0.	7 3
	る障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図		
	るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律		
	(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元		
	化法」という。)附則第41条第1項の規定による		
	障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第6		
	5条第1項の規定による障害共済年金(以下単に		
	「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭		
	和34年法律第141号)による障害基礎年金(同		
	法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。		
	以下単に「障害基礎年金」という。)		
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害につ	0.	8 6
	いて障害基礎年金が支給される場合を除く。)		
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害につい	0.	8 8
	て障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第3		
	7条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以		
	下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害		
	共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法		
	附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済		
	年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法に		
	よる障害共済年金」という。)が支給される場合を		
	除く。)		
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法	0.	7 5
	律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)		
	附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付の		
	うち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年		
	金」という。)		
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年	Ο.	7 5
	金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金		
	保険法による障害年金」という。)		
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年	0.	8 9
	金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法に		
	よる障害年金」という。)		

障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害につ	0.	
	いて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	•	0 0
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害につい	0.	8 8
	て障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国	•	0 0
	共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元		
	化法改正前地共済法による障害共済年金が支給され		
	る場合を除く。)		
	旧船員保険法による障害年金	0.	7 4
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.	7 4
	旧国民年金法による障害年金	0.	8 9
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年	0.	8 0
	一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済		
	年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1		
	項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生		
	年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎		
	年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定		
	による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年		
	金」という。)		
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡につ	0.	8 4
	いて遺族基礎年金が支給される場合を除く。)		
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡につい	0.	8 8
	て遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第3		
	7条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若し		
	くは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定		
	する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除		
	く。)又は国民年金法による寡婦年金		
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年	0.	8 0
	金たる保険給付のうち遺族年金		
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年	0.	8 0
	金たる保険給付のうち遺族年金		
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年	0.	9 0
	金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金		
	又は寡婦年金		

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年	0.	8 6
金が支給される場合を除く。)		

障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金	0.	8 8
等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若し		
くは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給	1	
される場合を除く。)		
旧船員保険法による障害年金	0.	7 5
旧厚生年金保険法による障害年金	0.	7 5
旧国民年金法による障害年金	0.	8 9

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」 に改める。

附則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28 年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の公務災害補償等条例」という。)の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 第2条 改正後の公務災害補償等条例附則第5条の規定は、改正後の公務災害補償等条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 2 第2条による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)附則第5条の規定は、新条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 第3条 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」とい う。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険 法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し 等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国 家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27 年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化

法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国 共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年 一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち 障害を給付事由とするものをいう。)又は平成24年一元化法附則第36条第5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36 条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とす るものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定に よる改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項 において「改正前地共済法」という。) による職域加算額(被用者年金制度の一 元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共 済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による 長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下こ の項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定 により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなお その効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等 による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付 事由とするものをいう。) 又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規 定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりな おその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する 公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡 を給付事由とするものをいう。) に係るものに限る。) の受給権者が同一の支給 事由により平成24年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法によ る障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項 の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見 直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律 第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に 規定する国家公務員共済組合連合会をいう。) が支給する年金である給付のうち 障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項 の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規 定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済 年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の公務災害 補償等条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

第4条 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その 他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給され た年金たる補償及び休業補償は、改正後の公務災害補償等条例による年金たる補 償及び休業補償の内払とみなす。

議案第13号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例(昭和30年宮代町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国 民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、 なお従前の例による。

議案第14号

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年度入所児童の増加に伴い、いちょうの木児童クラブ及びふじ児童クラブの定員の拡大をするため、宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例(平成17年宮代町条例第26号) の一部を次のように改正する。

第2条の表中

Γ

いちょうの木児童クラブ	宮代町百間五丁目8番48号	30人
ふじ児童クラブ	宮代町字百間1105番地	50人

を

Γ

いちょうの木第一児童クラブ	宮代町百間五丁目8番48号	30人
いちょうの木第二児童クラブ	宮代町百間五丁目8番48号	30人
ふじ第一児童クラブ	宮代町字百間1105番地	40人
ふじ第二児童クラブ	宮代町字百間1105番地	40人

」に

改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第15号

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとお り提出

する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

農地利用最適化推進委員を非常勤特別職として新たに配置し、学童保育指導員、 子育て指導員、学校用務補助員及びさわやか相談員の報酬額を改定するため、特別 職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第9 6条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年宮代町条例第10号) の一部を次のように改正する。

別表3 その他の特別職の表中

Γ

学童保育指導員	月額 141,000円
子育て指導員	月額 137,000円
学校用務補助員	月額 132,000円
さわやか相談員	月額 142,000円

」を

Γ

学童保育指導員	月額	143,000円		
子育て指導員	月額	139,000円		
学校用務補助員	月額	134,000円		
さわやか相談員	月額	144,000円		
農地利用最適化推進委員	年額	148,000円	日額	300円

」に

改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第16号

宮代町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について 宮代町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、宮代町保育の必要性認定基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例 宮代町保育の必要性の認定基準に関する条例(平成26年宮代町条例第12号) の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第15条の6」を「第15条の7」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の 規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させ、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び同日から皆野・長瀞上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約(平成18年指令市第745号)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項中「皆野・長瀞上下水道組合」を「皆野・長瀞下水道組合」に、「埼玉東部消防組合」を「埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合」に改める。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第18号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起点	重要な
	終点	経過地
笠 1 5 6 6 只始	宮代町字姫宮288番2地先	
第1566号線	宮代町字姫宮279番1地先	
英1567 月始	宮代町大字西粂原字姥ヶ谷1254番5地先	
第1567号線 	宮代町大字西粂原字姥ヶ谷1254番4地先	

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

宅地開発により帰属された道路を町道路線として認定したいので、道路法第8条 第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第19号

副町長の選任につき同意を求めることについて 次の者を副町長に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 茨城県古河市中田816番地11
- 2 氏 名 南 沢 郁 一 郎
- 3 生年月日 昭和29年12月6日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年4月1日から南沢郁一郎氏を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものである。

議案第20号

宮代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町教育委員会教育長に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東348番地
- 2 氏 名 中村敏明
- 3 生年月日 昭和32年4月26日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、中村敏明氏を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第4条の規定により、この案を提出するものである。

議案第21号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納305番地
- 2 氏 名 岡 村 宏 一
- 3 生年月日 昭和30年11月18日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、岡村宏一氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第22号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀1224番地の2
- 2 氏 名 中村豐
- 3 生年月日 昭和22年8月17日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、中村豐氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に 関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第23号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町大字東粂原852番地
- 2 氏 名 森山廣之
- 3 生年月日 昭和25年6月17日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、森山廣之氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第24号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町大字西粂原992番地
- 2 氏 名 大島悟
- 3 生年月日 昭和27年2月16日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、大島悟氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に 関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第25号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字東470番地
- 2 氏 名 金 子 文 夫
- 3 生年月日 昭和27年7月3日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、金子文夫氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第26号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮57番地
- 2 氏 名 齋藤初男
- 3 生年月日 昭和27年1月26日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、齋藤初男氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第27号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東362番地
- 2 氏 名 中村 一男
- 3 生年月日 昭和25年7月6日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、中村一男氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第28号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字中島683番地
- 2 氏 名 冨田髙治
- 3 生年月日 昭和23年9月8日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、冨田髙治氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第29号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸1125番地
- 2 氏 名 折 原 昇
- 3 生年月日 昭和22年8月22日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、折原昇氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に 関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第30号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字中81番地
- 2 氏 名 小島康雄
- 3 生年月日 昭和25年8月21日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、小島康雄氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第31号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字金原486番地1
- 2 氏 名 折 原 正 英
- 3 生年月日 昭和29年10月18日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、折原正英氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第32号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町川端3丁目12番6号
- 2 氏 名 中野勝栄
- 3 生年月日 昭和14年7月14日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、中野勝栄氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第33号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町大字東粂原876番地17
- 2 氏 名 秋 野 春 子
- 3 生年月日 昭和28年5月8日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、秋野春子氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第34号

宮代町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 次の者を宮代町農業委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮30番地
- 2 氏 名 成 田 直 枝
- 3 生年月日 昭和34年2月16日 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

新たに、成田直枝氏を宮代町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等 に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第35号

平成27年度宮代町一般会計補正予算(第7号)について 平成27年度宮代町一般会計補正予算(第7号)を別冊のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

各種事業実績の確定及び人事院勧告に基づく人件費補正の他、国補正予算に係る給付金の給付並びに国民健康保険制度への繰出金の増額等に伴い、平成27年度宮代町一般会計予算に1億5,869万5,000円を追加し、総額を96億7,321万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第36号

平成27年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について 平成27年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提 出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

医療費の増加に伴う保険給付費の増額により、平成27年度宮代町国民健康保険特別会計予算に5,362万7,000円を追加し、総額を48億3,374万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第37号

平成27年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第4号)について 平成27年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

人件費補正及び公費負担による保険料軽減対象者の増加等に伴い、平成27年度 宮代町介護保険特別会計予算から28万円を減額し、総額を25億6,697万 6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、こ の案を提出するものである。

議案第38号

平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について 平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり 提出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

後期高齢者医療広域連合納付金の減額等により、平成27年度宮代町後期高齢者 医療特別会計予算から343万9,000円を減額し、総額を3億9,517万 5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、こ の案を提出するものである。

議案第39号

平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について 平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり 提出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

事業費の確定に伴い、平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計予算から2,743万4,000円を減額し、総額を9億744万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第40号

平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について 平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

事業費の確定に伴い、平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算から193万1,000円を減額し、総額を5,486万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第41号

平成27年度宮代町水道事業会計補正予算(第2号)について 平成27年度宮代町水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

給与改定等に伴い、平成27年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を125万4,000円増額し、総額を7億4,890万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第42号

平成28年度宮代町一般会計予算について 平成28年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年度宮代町一般会計予算の総額を93億9,500万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第43号

平成28年度宮代町国民健康保険特別会計予算について 平成28年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を47億1,003万 1,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第44号

平成28年度宮代町介護保険特別会計予算について 平成28年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を25億138万3,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第45号

平成28年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について 平成28年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を4億3,163万1,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第46号

平成28年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について 平成28年度宮代町公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年度宮代町公共下水道事業特別会計予算の総額を8億9,494万8,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第47号

平成28年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について 平成28年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算の総額を5,429万2,000円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第48号

平成28年度宮代町水道事業会計予算について 平成28年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。 平成28年2月29日提出

宮代町長 榎 本 和 男

提案理由

平成28年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を8億3,096万円とし、収益的支出の予定額を7億3,066万4,000円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を1,987万3,000円とし、資本的支出の予定額を2億8,236万円とすることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出するものである。